

# 第1回臨時会

平成29年1月23日開会の川越市議会第1回臨時会は、下記の市長提出議案3件を審議し、その際、4名の議員が質疑を行い、2月20日に閉会しました。なお、結果は次ページの議案議決結果一覧表をご覧ください。

## 議案第1号・議案第2号 専決処分の承認

平成28年12月22日付けで言い渡された、市内中学校傷害事件に係る損害賠償請求事件の判決を受けて、議案第1号では、再度高等裁判所にて審査してもらうため、平成29年1月4日に控訴提起をすることについて、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたことについて、議会の承認を求めるものです。

議案第2号では、損害賠償金に係る本市への仮執

行を免脱するための供託金に係る予算として、1億2170万円が必要となり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計補正予算(第5号)として、1月4日に専決処分をしたことについて、議会の承認を求めるものです。

## 議案第3号 川越市道路線の認定

山田地内ほか、宅地の造成等の開発行為により新設した市道10路線の認定を求めるものです。

### 議案第1号 専決処分の承認

〔政晴会〕(日本共産党)  
〔市民フォーラム〕(民進党)

問 今回の裁判は事件に至るまでの経緯に本市の責任がどこまで生じていくのかが一つの争点となっているものと考えているが、今回示された判決結果に対して、本市はその責任の範囲に不服があり控訴に至った。今後、高等裁判に進むに当たり本市は一番と変わらず、同じ主張を行っていくのか。

答 控訴審に進むに当たり、これまでの本市の主張に変化はない。

問 控訴では学校が負う責任の範囲を問うとうかがえるが市長の考えは。

答 市が控訴によって求めているものは、責任の範囲ではなく、責任の有無を決めてもらうことである。

問 一番では原告、被告とも親の責任は認めない判決が示されたが、市としては親の責任をもう一度問おうとする考えなのか。

答 加害者の親の責任については、判決は認めなかった。不満はあるが、不服を申し立てるわけにはいかない。

問 被害者の親の責任については、もう少し違う対応があり得たのではないかと、親の協力があれば、教員もそれなりの対応ができたのではないかと、そういう可能性があるという意味で、原審に引き続き、過失相殺の主張を維持することになる。

問 現状の教育現場において教員がはじめを見過ごす構造になってはいいか、見解を伺う。

答 報告のあった件に関しては、全て学校側は組織的に対応している。現在多くの者の目によって日常的に把握するよう努めているところである。

問 教育長が考える教育現場における安全配慮義務について見解を伺う。

答 子どもたちにとって学校は、安心安全でなくてはならない。学校の教員は、その職務上、当該学校における教育活動によって生ずるおそれのある危険から児童生徒を保護すべき義務を負っているものと捉えている。

問 市は一番の中で、はじめの申告がなかったことで被害者と被害保護者の過失を主張した。教育委員会は通常の学校運営の中で、はじめ被害者や被害保護者から申告がなければ、はじめを受けた側にも過失や責任があると考えているのか。

答 学校現場においては、成長過程にある児童生徒の心身の健全な育成が重要であることから、いじめられていない本人やその保護者から申し出がないことを過失とみることはない。従って、はじめを

受けた側に責任があるとは考えていない。

問 控訴審でも被害者の過失を主張するのか。

答 本件では、市の賠償責任を問われており、被害者側の過失は、賠償額が算定される重要な要素であることから、裁判上主張するものである。

### 豆知識

●供託金とは 法務局、地方法務局などの供託所に、法令の規定により納入された金銭のことをいいます。本件判決には、判決が確定する前に本市の財産を差し押さえることができるという宣言が付されたため、この仮執行を免れるための担保として、供託所に金銭を納入したものです。このほかにも債務を免れるために金銭を納入する弁済供託などがあります。